

「海老名市家庭系ごみ指定収集袋」 有料広告掲載取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、海老名市有料広告事業基本要綱（平成18年4月25日制定。以下「要綱」という。）第5条及び第6条の規定に基づき、海老名市が作成する海老名市家庭系ごみ指定収集袋の外装袋（以下「外袋」という。）に広告を有料で掲載することに関し、必要な事項を定める。

（広告掲載の対象）

第2条 広告掲載の対象は、燃やせるごみの5リットル、10リットル、20リットル、40リットルの外袋とし、各袋に掲載できる広告掲載数は1枠とし、合計で4枠を限度とする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

（広告の規格及び掲載位置）

第3条 掲載する広告の1枠の規格は、別表に定める通りとする。

2 広告の掲載位置は、市長が指定する。

（広告の掲載料）

第4条 外袋への広告の掲載に係る料金（以下「掲載料」という。）は、別表に定める額とする。

（広告掲載の優先順位）

第5条 広告掲載に係る優先順位は、次の順序とする。

- （1） 市内に事業所等を有する私企業
- （2） 国及び地方公共団体並びに公益法人等
- （3） 前2号に該当しない者

（広告の募集）

第6条 広告の募集は、市ホームページ等により行う。

（広告掲載の申込等）

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、海老名市家庭系ご

み指定収集袋の有料広告掲載申込書（第 1 号様式）に、当該広告の見本その他必要書類を添付して市長に提出するものとする。

2 申込者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

（１） 海老名市暴力団排除条例（平成 22 年海老名市条例第 43 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号並びに同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

（２） その他市長が適切でないと認める者

（広告掲載の決定等）

第 8 条 市長は、前条の申込書を受理したときは、要綱に定める審査のほか第 5 条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 同一広告掲載枠に、第 5 条に規定する優先順位が同じ申込者が複数ある場合は、市長が総合的に判断し、決定する。

3 前 2 項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、海老名市家庭系ごみ指定収集袋の有料広告掲載決定通知書（第 2 号様式）により当該申込者に通知する。

4 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、指定する期日までに、掲載しようとする広告（原稿を含む。）を市長に提出するものとする。

（広告掲載料の納入）

第 9 条 広告主は、掲載の決定後、市長が指定する期日までに市の発行する納入通知書により広告掲載料を納入するものとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

（広告主の責任）

第 10 条 掲載された広告に関する著作権、肖像権等広告内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、表示内容について、次に掲げる点に留意しなければならない。

（１） 当該広告に関する法令及び業界の自主規制による広告表示基準等を遵守すること。

(2) 市又は国等が推奨していると誤解させるような表現をしないこと。

(広告掲載の取消)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条の規定により決定された広告掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに、掲載しようとする広告（原稿を含む。）を提出しなかったとき。

(2) 指定する期日までに、広告掲載料を納入しなかったとき。

(3) その他市長が、特に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第12条 広告掲載料は、還付しない。ただし、市長の都合により広告の掲載ができなくなった場合は還付する。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年8月19日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

種別	規格 (縦×横)	印刷仕様	広告掲載料
5リットル外袋	12cm×12cm	白地 黒・希望の色 2色刷り	47,000円
10リットル外袋	9cm×16cm	白地 黒・希望の色 2色刷り	82,000円
20リットル外袋	11cm×18cm	白地 黒・希望の色 2色刷り	109,000円
40リットル外袋	15cm×22cm	白地 黒・希望の色 2色刷り	97,000円